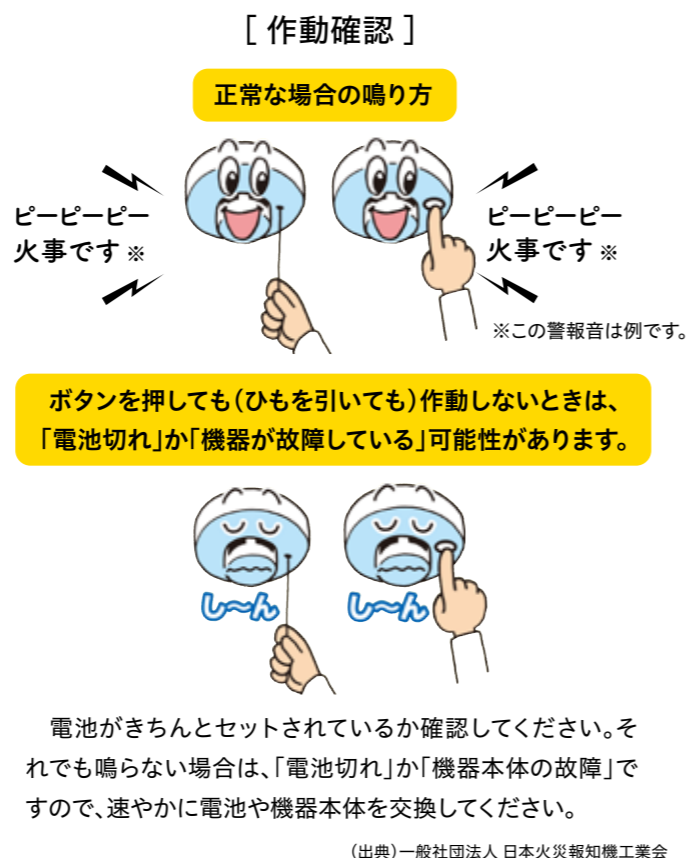
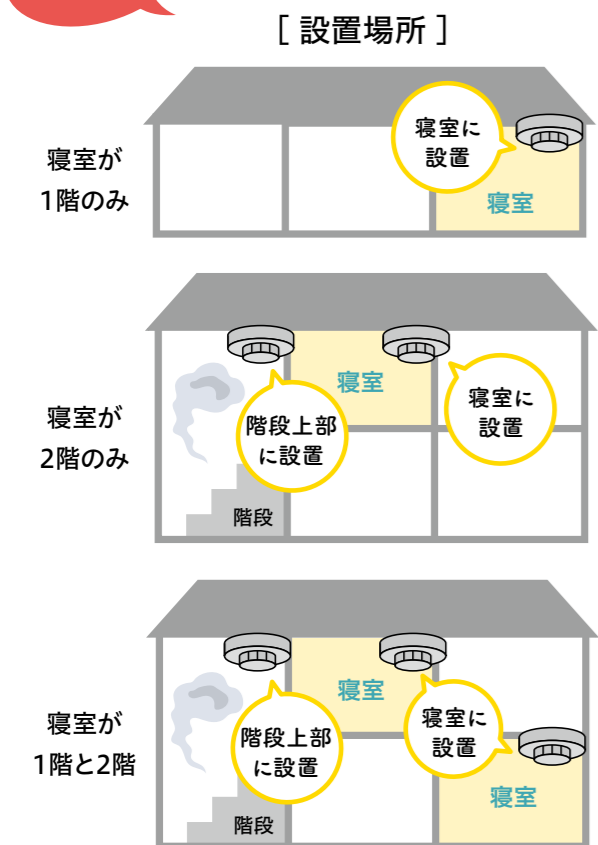


高齢者世帯などの 住宅用火災警報器の取り付けを手伝います

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから20年が経過しました。高齢者世帯などで、警報器の取り付けや取り替えが難しい方を対象に、消防職員がご自宅を訪問し、取り付けなどを手伝います。お困りの方は、ぜひ相談してください。

6月1日(月)
から
申請受け付け
スタート

check! まずは、住宅用火災警報器が正しく設置されているかチェック!



取り付け・取り替えが困難な方へ 住宅用火災警報器の取り付け支援

対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> 本市在住で、「65歳以上の方」または「身体障害者手帳の交付を受けている方」のみで構成される世帯 取り付け支援が必要であると消防長が認めた世帯
支援の条件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器や取り付けに必要な部品は事前に準備してください。 電気配線工事を伴う取り付けは行いません。 取り付けの際には立ち会いが必要です。 設置箇所、設置個数は条例基準に従います。 取り付け後の設置場所の変更、電池交換、取り外しは行いません。
支援までの流れ	<ol style="list-style-type: none"> 支援の対象世帯であるかを確認(不明な場合は相談に応じます)。 申請書を消防本部予防課に提出(代理人申請もできます)。 消防職員が事前に現地に伺い、設置箇所、設置個数を確認。 申請内容を審査し、支援が決定した場合は決定通知書を交付。 住宅用火災警報器を自身で用意。 消防職員が住宅用火災警報器を取り付け。

自身での取り付け・取り替えが困難で、依頼できる方が近くにいない世帯に限ります。

予防課 ☎42-3951・お太助フォン 42-3952 📠 47-1191



市内の交通事故が3倍以上に急増!

1月～3月の交通事故(人傷事故)

件数

10件

前年比
約3倍

負傷者数

15人

前年比
5倍

今年、1月から3月の交通事故が前年に比べ大幅に増加しています。事故の主な要因は追突事故で、事故件数のうち4割を占めています。

追突事故の主な原因

前方不注意

スマートフォンの画面を注視していたことで、前方車両の動きの変化に気付くのが遅れ衝突。

車間距離不足

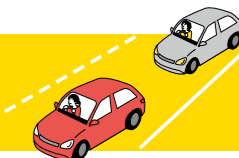
前方車両との距離が近いと、急なブレーキなどへの対応が間に合わない。

速度超過

速度が速いと、ブレーキをかけてから完全に停止するまでに進む距離が長くなり、停止しきらず衝突。

追突しないために

運転中は、十分な車間距離と早めのブレーキを心掛け、よそ見をせずに常に前方の変化に注意しましょう。



安芸高田警察署 ☎47-0110 / 危機管理課 ☎お太助フォン 42-5625
広島県警の安全安心アプリ「オトモボリス」 地域の犯罪や不審者情報など防犯に役立つ機能を備えたスマートフォン専用アプリ ▶



国民年金のあれこれ

ちょっと増やせる付加年金

付加年金制度

毎月の国民年金保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができる制度

A 支払額 付加保険料 = 400円/月

↑ 毎月支払う保険料に上乗せする額

B 受給額 付加年金額 = 200円 × 付加保険料を納めた月数

↑ 年間の年金支給額に上乗せされる額

(例) 5年間 付加保険料を納めた場合

A 支払った額(元金)

5年間 (納付額 400円 × 60か月 = 24,000円)

〈対象〉・国民年金第1号被保険者(自営業者など)
・国民年金の任意加入者
・半額免除など保険料を免除されていない方
・国民年金基金に加入していない方

B 受給できる額

年金受給	受給金額
1年目	12,000円
2年目	12,000円 (累計 24,000円)
3年目	12,000円 (累計 36,000円)
4年目	12,000円 (累計 48,000円)
⋮	

2年目以降から元金以上の金額を受給

〈納付をやめても掛け捨てにはなりません〉 納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107